

介護老人保健施設リハビリセンターのぞみ 通所リハビリテーション事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 介護老人保健施設リハビリセンターのぞみ(以下「事業所」という)が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の通所リハビリテーション従業者が、要介護状態にある被保険者(以下「要介護者」という)に対し、適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより要介護者の心身機能の維持回復を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス提供機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 介護老人保健施設 リハビリセンターのぞみ
- 2 所在地 徳島県吉野川市山川町祇園 4 1 番地 5

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、職務内容及び勤務形態は次のとおりとする。

- 1 管理者(医師) 1名
管理者(医師)は、要介護者の医学的管理並びに事業所の従業者の管理及び業務の管理を行うものとする。
- 2 医師 1名
利用者の診療及び医学的管理を行う。
- 3 理学療法士又は作業療法士 4名以上
医師の指示に基づく理学療法又は作業療法を行う。
- 4 介護職員 6名以上
利用者の日常生活の支援を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し年末年始(12/30～1/3)を除く。
- 2 営業時間 1単位：午前8時30分から午後6時00分 (9時間30分)
提供時間帯8時間、延長サービスを行う時間1時間30分

(指定通所リハビリテーションの利用定員及び単位毎の利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員は、次のとおりとする。

利用定員 100名

(指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は医師、理学療法士、作業療法士及び介護職員等の職員によって作成される通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション及び、送迎、入浴介助、食事の提供を行なう。

(指定通所リハビリテーションの利用料)

第8条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

食費 1食660円

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

吉野川市、阿波市、美馬市

(事故発生時の対応)

第10条 指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービス利用に当たって以下の事項に留意し共同生活の秩序維持に努めなければならない。

- 1 事業所内の秩序を守り、相互の親愛に努めること。
- 2 事業所内では定められて区域以外には許可なく立ち入らないこと。
- 3 貸与品、備品等は大切に使用し、安全かつ衛生的な環境の維持に努めること。
- 4 許可なく飲酒したり、飲食物を持ち込んではならないこと。

5 その他管理者の指示に従うこと。

(非常災害対策)

第12条 施設の防火対策及び緊急時の防災教育を徹底し、年2回以上訓練を実施することとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従事者等の質的向上を図るための研修の機会を適宜設けるものとし、また業務体制の整備に努めるものとする。

2 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする

3 事業者は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 施設は、利用者の尊厳保持、人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたるものとする。

2 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報し、市町村等が行う虐待等の調査等に協力するよう努めることとする。

附則

この規定は、平成22年11月 1日施行
平成27年 6月 1日改正施行
平成27年 8月 1日改正施行
平成27年 9月 1日改正施行
平成30年 8月 1日改正施行
平成31年 4月 1日改正施行
令和3年 4月 1日改正施行
令和3年12月 1日改正施行
令和4年 7月 1日改正施行
令和4年12月 1日改正施行
令和6年 2月 1日改正施行
令和7年10月 1日改正施行

